

○建設委員会

· 内閣提出法律案（一件）

(注) ※は予算関係法律案

番号	件名	議院	備考
3 ※	住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案	衆議院	
衆	院議先	月提出日	
一〇、三〇	四、 一〇、三〇 (予)	委員会付託	参議院
可決	四、 一一、一〇 一〇、三〇	委員会議決	衆議院
可決	四、 一一、一〇 一〇、三〇	本会議議決	
可決	四、 一一、一 一一、一	委員会付託	
可決	四、 一一、一	委員会議決	
		本会議議決	

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案（閣法第二号）

要旨

本法律案は、内需の拡大のため、平成七年三月三十一日までの時限的措置として、一定の既存住宅に係る貸付金の利率の引下げ及び償還期間の延長等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、次のとおりである。

一、既存住宅に係る貸付金の金利の引下げ

現在百五十五平米以下で年六・五パーセント以内（当初十年間）である既存住宅に係る貸付金の金利を、良質な既存住宅については、年五・五パーセント以内（当初十年間）に引き下げる。

二、既存住宅に係る貸付金の償還期間の延長

現在二十五年以内である償還期間を、良質な既存住宅については、三十年以内に延長する。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。まず、大阪湾臨海地域開発整備法案は、大阪湾臨海地域における

る近年の産業構造の変動等経済的・社会的環境の変化にかんがみ、当該地域及びその周辺の地域における活力の向上を図り、東京一極集中の是正並びに世界及び我が国の経済、文化等の発展に寄与するため、世界都市にふさわしい機能と住民の良好な居住環境等を備えた地域としての当該地域の整備等に関する総合的な計画を策定し、その実施を促進する等の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は、会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対する旨の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案は、内需の拡大のための時限的措置として、この法律の施行の日から平成六年度末までの期間に限り、一定の既存住宅に係る貸付金の利率の引下げ及び償還期間の延長等を行うこととするものであります。

委員会における質疑の詳細は、会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案

どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。

大阪湾臨海地域開発整備法案（衆第三号）

要旨

本法律案は、大阪湾臨海地域における近年の産業構造の変動等
経済的・社会的環境の変化に鑑み、当該地域及びその周辺の地
域における活力の向上を図り、東京一極集中の是正並びに世界及
び我が国の経済、文化等の発展に寄与するため、世界都市にふさ
わしい機能と住民の良好な居住環境等を備えた地域としての当該
地域の整備等に関する総合的な計画を策定し、その実施を促進す
る等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のと
おりである。

一、大阪湾臨海地域及び関連整備地域は、主務大臣が、府県知事
の申請に基づき、関係行政機関の長に協議して指定するものと
する。

二、主務大臣は、関係府県知事の意見を聴くとともに、関係行政
機関の長に協議の上、大阪湾臨海地域及び関連整備地域の整備
等に関する基本方針を決定しなければならないこととする。

三、関係府県知事は、基本方針に基づき、関係市町村長等の意見

を聴いて、当該府県の区域内の大坂湾臨海地域又は関連整備地
域について整備計画を作成し、主務大臣の承認を申請すること
ができることとする。

四、整備計画の実施の促進に関し必要な協議を行うため、主務大
臣、関係行政機関の長、関係府県知事等で構成する促進協議会
を組織することとする。

五、国及び地方公共団体等は、大阪湾臨海地域及び関連整備地域
の整備等に関する施策の策定及び実施に当たっては、適正かつ
合理的な土地利用の確保、国土の保全及び災害の防止、広域的
な観点からの総合的な環境の保全等について配慮しなければな
らないこととともに、公共施設の整備促進、地方債につ
いての配慮、資金の確保、公共施設の整備等に伴う利益に応じ
た適切な負担、都市計画法等による処分についての配慮、国土
利用計画法に基づく監視区域の指定等の措置を講ずるものとす
る。

委員長報告

前ページ参照